



2024年5月20日

各 位

会社名 ステラケミファ株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋本 亜希
(コード番号: 4109 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 小池 みゆき
(TEL. 06-4707-1511)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年6月28日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 14,600株
(3) 処分価額	1株につき 3,975円
(4) 処分価額の総額	58,035,000円
(5) 割当予定先	従業員 224名 14,600株

2. 処分の目的および理由

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員（正社員であり、執行役員を含みます。以下同じです。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式付与制度（業績条件付）（以下「本制度」といいます。）を継続することを決議しております。

その上で当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、当社の従業員224名（以下「対象従業員」といいます。）に対して、本制度の目的、各対象者の職責その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計58,035,000円については本自己株式処分として当社の普通株式14,600株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2024年6月28日（払込期日）から2025年7月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、①譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員のいずれかの地位にあること、および②当社取締役会が定める業績指標における業績目標を達成したことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限付株式割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に退職等した場合には、譲渡制限を解除する時期および数を必要に応じて合理的に調整する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、または、対象従業員が譲渡制限付株式割当契約に定める事由に該当した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年5月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,975円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上